平成27年3月30日規則第62号

(目的)

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、職員(事務局長が定める職員を除く。以下同じ。)に対する被服の貸与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(被服の貸与)

- 第2条 作業環境上、労働安全衛生上又は職務上、一定の被服の着用が必要であると認められる職員に対し、当該被服を貸与する。
- 2 前項の規定により職員に貸与する被服(以下「貸与被服」という。)の品目、貸与を受ける職員、貸与期間、貸与期日等については、事務局長が別に 定める。

(貸与被服の着用等)

- 第3条 職員は、その職務を遂行するに当たっては、貸与の目的に従い、貸与 被服を着用しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 貸与被服の貸与を受けた職員は、貸与被服を貸与の目的以外に使用し、又は処分してはならない。

(貸与被服の返納等)

- 第4条 貸与被服の貸与を受けた職員が、貸与期間中に次の各号のいずれかに 該当する場合は、直ちに貸与被服を返納しなければならない。ただし、事務 局長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 退職又は失職した場合
 - (2) 休職等により長期間職務に従事しない場合
 - (3) 貸与被服の貸与を受けない職務に転じた場合
- 2 貸与期間が経過した貸与被服は、事務局長が返納を求める場合を除き、返納を要しない。

(施行の細目)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。